

## 西区内地域ケアプラザ指定管理者公募に関する質問への回答

Q 1 公募要項施設別資料の藤棚 P 29・宮崎 P 22・戸部本町 P 27 ●指定管理料の精算について「指定管理料については原則として返還は求めません」とあるが、残額が出た場合の経理処理として、地域活動交流事業の残金を地域包括支援センター事業の不足分に充当しても良いか。また事業所の余剰金として残すのか、または法人会計に繰り入れて良いのか。

A 1 指定管理料に残額が出た場合の経理処理については、各法人の会計規則等に従って処理をしてください。

例えば、社会福祉法人の場合は、『公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。（「社会福祉法人の認可について」平成 12 年 2 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）』とされています。

なお、地域活動交流事業と地域包括支援センター事業は、いずれも公益事業です。不足分に充当することは可能です。

Q 2 面接審査において、当日の資料はパワーポイントや印刷物等の準備が必要か。

A 2 資料の配布は自由とします。用紙サイズ等に条件はありませんので、提出書類と同じ部数をご用意ください。

パワーポイント等で機材をご使用になる場合は、事前に調整させていただきますので 2 月 12 日（金）までに E メール（ni-hukuho@city.yokohama.jp）または F A X（045-324-3703）でお申出ください。

パソコン等を使用した場合でも、選定委員会で定めたプレゼンテーション時間の範囲内での準備、撤収をお願いします。